
令和元年大和町議会 9 月定例会議会議録

令和元年 9 月 1 8 日（水曜日）

応招議員（16名）

1 番	千 坂 博 行 君	1 0 番	今 野 善 行 君
2 番	今 野 信 一 君	1 1 番	藤 卷 博 史 君
3 番	犬 飼 克 子 君	1 2 番	平 渡 高 志 君
4 番	馬 場 良 勝 君	1 3 番	欠 員
5 番	槻 田 雅 之 君	1 4 番	高 平 聡 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	堀 籠 日出子 君
7 番	渡 辺 良 雄 君	1 6 番	大須賀 啓 君
8 番	千 坂 裕 春 君	1 7 番	中 川 久 男 君
9 番	欠 員	1 8 番	馬 場 久 雄 君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 参 事	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 眞 起 子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

決算特別委員会、大変ご苦労さまでございました。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番千坂博行君及び2番今野信一君を指名します。

日程第2「委員長報告（平成30年度各種会計決算の審査結果について）」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成30年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長渡辺良雄君。

決算特別委員会委員長 (渡辺良雄君)

報告いたします。

今定例会において、去る9月9日、決算特別委員会に審査を付託されました平成30年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。以上です。

議長（馬場久雄君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

日程第3「認定第1号 平成30年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第3、認定第1号 平成30年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。11番藤巻博史君。

11番（藤巻博史君）

では、反対の討論をさせていただきます。

毎回申し上げておりますが、租税には3つの機能、公共サービスの費用調達、市場経済での提供困難なサービスの提供のために費用を調達するということ。2つ目としては、所得の再分配。そして3つ目として、景気の調整機能、自由主義経済体制においては景気の循環は不可避とされております。その中で、景気の過熱期には増税を行い、さらに余剰金を減らす、投資の抑制を図る。そして逆に、後退期には減税を行う、それで余剰資金をふやして投資の活性化を図るというようなことでございます。

その中で、今回の大和町の決算の中で、その機能ということで疑問を持つところがございます。

毎回取り上げておりますが、商工振興費約1億1,240万、その中でいわゆる企業立地関係では4,300万余りということで、商工費の中で37%を占めております。その対象となっている会社は基本的に4社という中でございます。その中で、1社では3,600万円ほどの会社もあるようでございます。そして、その中で雇用がどのぐらいふえているか、この中で雇用促進奨励金という形の中で判断するところでは、3人の方が本町に1年以上住所を有する人ということで補助を受けているようでございます。

期待をするのは、雇用の創出と工業の振興ということでございます。この期待するというだけで、多額の税金を投入するというのは無理があるというふうに思うとこ

ろでございます。もちろん、税金が入ってくる見込みもあるというところは承知をしております。さらには、地元からの正社員としての雇用というの、やはり今申したようになかなか期待できるのかどうか疑問があるところでございます。

もちろん、これについては条例によってなっているところでございます。ほかの自治体においても同様の制度があるということも承知しておりますし、もしこれがなければ、逆に不利ということもあります。しかし、初に申し上げました、税金というものの使い方ということではやっぱり疑問があるということで、反対の意見とさせていただきます。以上です。

議長（馬場久雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。6番門間浩宇君。

6番（門間浩宇君）

私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は認定第1号 平成30年度大和町一般会計歳入歳出決算認定に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

平成30年度予算の運営方針において、我が町の人口は2万8,000人台で推移し、子育て世帯の増加など住民構成が大きく変化する中で、さまざまな地域課題を主体的に捉え、大和町第4次総合計画に基づくまちづくりを目指した予算計上がなされ、適正かつ効率的に執行されたと認めるものであります。

予算の執行に当たっては、住民の皆さん、そして我々議員から広く意見を聞く中、適切に対処され妥当な決算を示されたことに対し、敬意を表するものであります。

平成30年度一般会計の歳入決算額は117億1,644万円、歳出決算額は103億4,614万円で、歳入歳出差し引き額は13億7,031万円で、実質収支においても6億227万円と黒字決算を確保しており、そのうち3億1,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

予算現額に対する執行率は89.8%で昨年度よりも6.5%減となっておりますが、これは各種事業において繰越明許費等9億4,846万円が次年度へ繰り越されるもので、それぞれの事情によりやむを得ないものと考えており、また不用額が2億2,241万円となっておりますが、事業の未執行はないとのことであります。

本町の財政運営は、人口の増加や居住用住居の増加、企業業績の向上による法人町民税の大幅な増加により、町税収入は対前年度比16.2%増の67億4,467万円と、初めて60億円台を超え、2年連続で過去最高の収納額となりました。

このことにより、地方交付税の普通交付税が大和町町制施行後初めて不交付団体となりましたが、適切な自主財源の確保がなされ、宮城の中核都市、大和の基礎づくりを着実に進められたことに対し、高く評価をするものであります。

さらなる本町の発展のため、本町のメリットを最大限に生かし、行政改革の推進とあわせ、長期的な展望による効率・効果的な財政運営と財源の安定確保に積極的に取り組み、住民と協働し、町民福祉の向上と活力あるまちづくりが推進されることを期待し、決算認定に賛同をするものであります。以上であります。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第4 「認定第2号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第4、認定第2号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5 「認定第3号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入
歳出決算の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、認定第3号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第6 「認定第4号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第6、認定第4号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第7 「認定第5号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第7、認定第5号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第8「認定第6号 平成30年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第8、認定第6号 平成30年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第9「認定第7号 平成30年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第9、認定第7号 平成30年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第10「認定第8号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第10、認定第8号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第11「認定第9号 平成30年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第11、認定第9号 平成30年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第12「認定第10号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第12、認定第10号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第13「認定第11号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第13、認定第11号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第14「認定第12号 平成30年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第14、認定第12号 平成30年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第15「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（馬場久雄君）

日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、諮問第1号でございます。議案説明資料もあわせてごらんいただきたいと思えます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町落合*****、氏名、竹澤みどりさんでございます。

資料のほうをごらんいただきたいと思っております。竹澤さんの学歴、職歴、その他の経歴につきましてはごらんのとおりでございます。

推薦の理由といたしまして、令和元年12月31日付で人権擁護委員、品川豊子さんが任期満了を迎えるところですが、ご本人より再任辞退の申し出がございまして、後任の人権擁護委員としまして法務大臣に推薦をいたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

竹澤さんは、落合小学校や鶴巣小学校で校外学習指導に携わるほか、生き生きサロンボランティアに参加するなど、地域のために尽力されてきました。また、穏やかな人柄で地域住民からの信頼も厚く、よき相談相手となっております。今後、さらに地域において貢献したいというお気持ちをお持ちになっておられますので、これまでの豊富な知識と経験を生かし、ご活躍いただける方といたしまして、今回推薦いたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

午後3時54分 休憩

午後3時55分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号はお手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第16「同意第5号 教育委員会委員の任命について」

議長 (馬場久雄君)

次に、日程第16、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

同意第5号でございます。

教育委員会委員の任命につきまして、下記の者を教育委員会委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町鶴巣****、氏名、木皿田鶴子さんでございます。

議会説明資料の2ページもごらんいただきたいと思います。

木皿さんの学歴、職歴、主な役職歴につきましては、記載にございますのでごらんいただきたいと思います。

推薦の理由でございますが、佐藤ゆり子委員の任期満了に伴い、後任の教育委員の任命に当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

氏は昭和53年に東北学院大学を卒業後、公益財団法人宮城県環境事業公社に勤務する傍ら、仕事と子育ての両立を図る中、教育に熱意を持たれ、PTA活動にも積極的

に参加され、鶴巣小学校のPTA副会長を経験されております。さらには大和町環境審議会、大和町入札監視委員会の委員としてもご尽力いただいております。よって、本町の教育行政に大きく貢献していただけるものと期待し、教育委員として任命しようとするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番堀籠日出子さん。

15番 (堀籠日出子君)

この案件につきましては、任期満了に伴う後任の教育委員の任命であり、この案件について異論を唱えるものではありません。ただ、1つ確認するために質問させていただきます。前任者の方は、これまでも教育委員として尽力をいただいていたところでもありますけれども、今回の任期満了に伴い、本人から再任辞退の提出があったのかどうか、その点をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その件につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ご本人からの辞退という形はございません。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから同意第5号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 11票

反対 4票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

これで、本日の日程は……（「議長」の声あり）5番槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

令和元年大和町議会9月定例会議において、私たち議員3名、槻田雅之、堀籠日出子、渡辺良雄は、3名連名で馬場久雄議長の不信任案決議を動議として提出させていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

ただいま不信任案の提案をいただきました。

ただいま5番槻田雅之君から大和町議会議長不信任決議について動議が提出されました。この動議は、会議規則第16条の規定によって、発議者のほか1人以上の賛成者が必要であります。

お諮りします。

賛成する方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

この動議は1人以上の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定による所定の賛同者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時10分 休 憩

午後4時51分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後4時52分 休 憩

午後5時11分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町議会議長不信任決議についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題として追加することについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

追加日程第1「大和町議会議長不信任決議について」

議 長 （馬場久雄君）

追加日程第1、大和町議会議長不信任決議についての動議を議題にします。

本件は私の一身上の案件でありますので、議長席を副議長と交代します。

ここで休憩します。

午後5時12分 休 憩

午後5時13分 再 開

副議長（中川久男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本件については18番馬場久雄君の一身上に関する件ですので、地方自治法第117条の規定によって、18番馬場久雄君の退場を求めます。

〔議長馬場久雄君退場〕

朗読を省略して、提出者の趣旨説明を求めます。5番槻田雅之君、こちらへどうぞ。

5番（槻田雅之君）

ただいまから、大和町議会議長不信任決議についての提案理由を述べます。

馬場久雄議長は、令和元年8月16日付で2名の町民から、某家故人の火葬に際し、ある議員が同僚議員に対し暴力を浴びせた上、胸ぐらをつかみ取るなどの暴力行為をしたとの事案に対し、議長宛てで、議会において本町議会議員政治倫理条例に照らしても許されるものではないとし、両者から事情を聴取するなど議会での徹底議論を求める旨の書面が提出されました。

さらにその後、大和町議会議員政治倫理条例第8条に基づき署名活動を行い、100名以上の署名を集め審査請求を行ったとのことでした。

私たちは、関係者から、一体議会としてどうなっているのかとのご質問やご意見を受けました。これらの事案は、議長から全議員には何ら報告もなく、9月13日に議員控室で状況説明を受けましたが、文面提示は頑固に固執しており、いまだに提示もされず今日に至っていることはまことに遺憾であります。

同僚議員が大和警察署に届けをしたとのことでもあります。判断は司法の場になるかとは思いますが、議長、議会宛ての書面提示を要望しても、今後弁護士に相談することによって、議長と一部の議員の判断で、私たち議員の意見はほとんど聞き入れてもらえず、いまだに提示していないことは議会軽視であり、議員間の問題であることから、身内に甘いと判断されかねません。

また、今回の議会の対応は町民の信頼を損ねることになり、特に署名された100名以上の町民からしてみれば、開かれた議会ではなく町民軽視そのものです。

以上の主な理由から、議会として何らかの判断をすべきと考え、議会にこれらの書面の提出を求めるとともに、このまま議長職を続けることは議会が町民の信頼を損ねるとともに、議長としての職務怠慢と思料されることと考え、議長の不信任案を決議し、議長職を辞することを求めるものでございます。よろしく申し上げます。ありが

とうございます。

副 議 長 （中川久男君）

以上で、提出理由の説明を終わります。

ただいま除斥されております馬場久雄君から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。

この申し出に同意することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。したがって、馬場久雄君の申し出に同意することに決定しました。

馬場久雄君の入場を許します。

暫時休憩します。

午後5時19分 休 憩

午後5時20分 再 開

副 議 長 （中川久男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場久雄君の発言を許します。こちらでお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

議長の不信任決議につきまして、一言、適正な審査を求めるため申し上げさせていただきます。

今回の件につきましては、去る9月13日、決算特別委員会終了後に議員の皆様全員にご報告を申し上げておりますとおりでございます。

この件につきましては、議員間のことであり、お互いの話し合いによる解決を望んでいたわけですが、8月16日付、同月19日に受領した2名の連名により、政治倫理条例違反の疑いがあるので議会で議論をしてほしいとの文書が届きました。

その時点で、関係する議員双方から口頭で連絡は受けておりましたが、議員の議場外での行為であって、議会運営と全く関係のない個人的行為は懲罰事由となり得ない

から、これを内容とする政治倫理条例の制定はできないとされております。

また、双方の言い分に相違、違いがあることから、現段階で事実が明確でなく、大和警察署に被害届を出しているとのことでしたので、その結果を待って議会としての対応を考えることといたしました。なお、この文書により議会としての調査権はないものであると判断をしております。

その後、9月5日付で翌日6日に受領いたしました大和町議会政治倫理条例に基づく審査請求がありました。議員が議員に対しての暴力行為等で大和警察署に被害届が出されたとの内容であります。

審査請求は、政治倫理条例に違反する事実があると認められるときは、これを証する資料を添えて請求することができるとされておりますが、その資料の添付はありませんでした。

この条文により、被害届が出されたというだけで、議場外の行為で事実関係がわかりませんので、取り扱いについて協議のため議会運営委員会を開くわけにもいかないと考え、議運の委員長と相談し、このタイミングで議論することがかえって議会を混乱させるのではないかと考え、警察の結果を重視すると判断をいたしました。

また、片方の言い分だけで会議を招集することは対象の議員の名誉にかかわることで、不利になることも考えられます。議会の公平性を保つためにも、議論するのはまだ早いのではないかと考えたところです。

しかしながら、議場外での行為ではありますが、条例に定めのある人数を満たしての審査請求であり、大変重く受けとめておりましたので、議員の皆様にはまずご報告するとともに、今後の取り扱いをどのようにしたらよいか、町の顧問弁護士に相談をしたいと考えておりました。

この件に関しましては、警察署に届け出が出されており、司法の場に委ねられておりますので、なお慎重に進めてまいりたいと考えております。

なお、審査請求の差出人にも、電話で問い合わせがあった際に、今後、弁護士に相談したいと話しております。

以上であります。今回の対応は正しい判断と思われるのに、なぜ議長の不信任議決まで発展するのか見当もつきません。議長としての職務について誠意を持って職責を果たしてきており、何ら非はなく、現段階で対応がくれたとも思っておりません。

議員皆様の適正な審議を求めます。何とぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

副議長（中川久男君）

ありがとうございます。

馬場久雄君の退場を求めます。

暫時休憩をいたします。

午後5時25分 休憩

午後5時26分 再開

副議長（中川久男君）

引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7 番（渡辺良雄君）

ただいまの議長の弁明というんでしょうか、その中の言葉にありましたが、住民の審査請求に資料の添付がないというお言葉がありましたが、これは住民から審査請求が上がったときに、住民の方に説明はされたんでしょうか、その点を伺います。

副議長（中川久男君）

ちょっとお待ちください。

暫時休憩をお願いします。

午後5時27分 休憩

午後5時28分 再開

副議長（中川久男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどは大変失礼しました。

槻田議員の動議に対する質疑でございますから、今、馬場議長の質疑ではございませんのでご了解してください、済みませんです。

槻田議員の質疑はありますか。4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは槻田議員にお伺いをいたします。

いろいろのお話をいただいたところですが、最終的に不信任に至ったところというのは、我々議員に請求された書面が見せていただけないというところが一番の理由なのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

副議長 (中川久男君)

5番槻田議員。

5 番 (槻田雅之君)

馬場良勝議員の質問についてお答えします。

文面を提出されなかったのが大きな理由かといいますと、それは大きな理由ではなくて、一番大きいのは町民軽視、議員軽視、あとは独断で進んでいるのではないかとということでございます。

まず、町民軽視のお話をしますと、最初に8月16日付で町民のほうから出されました。その後、どういういきさつがあったかはわかりませんが、100名ほどの署名を集めたということでございます。

その最初の提出をした場合に、何が問題だったのか、要はそれが要望書だったらよかったのかとか、例えばこういう形であれば受け取れますよとかと、そういうアドバイスがあってよろしいのではないかと考えております。当然、町民というのは全て理解しているわけではないと思うんですよ。それを、言い方を変えれば門前払いと同じような扱いをしたのではないかとすることは、私は一番危惧しています。それはあたかも町民軽視ではないかというのが1つでございます。

もう一つ、議員軽視という話をいたしますと、今週あたりから敬老会がございました。当然、地区によっては話に出なかった地区もありますけれども、皆様から、いろんな方から「あの問題どうなってんのや」といろいろ聞かれると思います。私もついに聞かれました。そのときに、何もこちらは情報がないんですよ。要は、町民の方が知っていて、議員も知らないというのは、それは言い方を変えれば議員軽視ではないのかと考えております。そういう意味で議員軽視ということを使いたいと思います。

3番目といたしまして、確かに議員控室で説明を受けました。今後、弁護士と相談していくというのはわかりますが、その前に皆さんにいろいろ相談して、このようにありたいんだがいかげなものかというのが本来の筋ではないかと。なおかつ、議員控

室であのような話は、要は前段ですべきならいいんですけど、本来、議事録なり全員協議会なり、そういうところでしなければいけないのではないかと、要は方向性がちょっと違うのではないんですかと。このまま進めていっても、この問題というのはなかなか解決しないと思ひまして、それで議長不信任案と。要は言い方を変えれば、2人間の問題ですから、もう少し先に手を打っておけばここまで大きくならなかったのではないかなと、それは議長の判断ミス、初動ミスという大きな3つの点から、議長不信任案というのを提出させていただきました。以上です。

副議長（中川久男君）

ほかにございませんか。

挙手する者なし

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、案件に反対者の発言を許します。反対者の発言はございませんか。

挙手する者なし

賛成者の発言を許します。15番堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

私は、ただいまの動議に賛成の立場から討論を行います。

馬場久雄議長は、先ほどの説明にありましたように、令和元年8月16日付で2名の町民から某家故人の火葬に際し、多くの参列者の前で平渡高志議員が千坂裕春議員に対し暴言を浴びせた上、胸ぐらをつかみ取る暴力行為をしたとの事案に関し、議会において大和町議会議員政治倫理条例に照らしても許されるものではないとし、両者から事情を聴取するなど議会での徹底議論を求める旨の書面が提出されました。

さらにその後、何ら回答もないものとのことから、大和町議会議員政治倫理条例第8条に基づき審査請求を行ったとのことでもあります。

私たちは、提出者から「一体議会はどのようになっているのか」とのお怒りの電話を受けました。特に100名を超える署名による審査請求は極めて重く、今回の対応は議会のみならず、我々議員一人一人の資質が問われているものと受けとめます。

これらの事案について、議会に対し9月13日まで何ら説明もなく今日に至っていることは、まことに遺憾であります。

地方自治法第104条に、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を

統理し、議会を代表するとあります。私は、町民に開かれた信頼される議会の構築のためにも、議会として何らかの判断をすべきと考え、議長としての職務怠慢と思料され、このまま議長職を続けることは議会が町民の信頼を損ねることにもなり、馬場久雄議長の不信任案を議決し、議長職を辞することを求めることに賛成するものです。

副議長（中川久男君）

ほかに討論ございませんか。7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

私は、ただいまの動議に賛成の立場から討論を行います。

有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に地方議員の解職または地方議会の解散請求をすることができる直接制度があります。本町住民が議会に対する疑義を抱き、議会がその疑義に応えない場合は、直接請求に訴えることも可能であります。

馬場久雄議長は、8月16日付で住民から提出された書面を議会に報告することなく隠蔽を続け、このため9月6日付で町民100名以上の署名による政治倫理条例審査請求を受けました。

さらにその後、町民からの問い合わせを受け、さらに9月12日、一部議員の申し入れを受けてから、ようやく9月13日に発言記録が残らない形での説明会を行ったのみでありました。説明会では、町民から提出された要望書や審査請求写しを配付することもせず、審査請求に対する今後の対処方法も議会に諮らず、独断的に決め、開かれた場での議会全体の議論の要求にも耳をかさず、書面は今も隠蔽を続けたままです。

このようなことは、開かれた議会ではありません。100名以上の署名をされた町民の思いを、馬場久雄議長は一体どのように受けとめているのでしょうか。署名をされた町民の方々は、断腸の思いではないでしょうか。

また、今回町民から提出された暴言と暴力行為事案は、人権問題の可能性がありません。提出から1カ月以上も何ら対応しない議会では、議員間の安全・安心が確保されているとは言えません。解決を急がなければならないのではないのでしょうか。

このままでは議会は町民の信頼を失いかねません。今、議員一人一人が町民から試されているのです。公平・更正であるべき議長は、全く何もしない事態であると言わざるを得なく、職務と責任を果たしていないと断定できます。よって、ここに議長不信任案に賛成いたします。以上です。

副議長（中川久男君）

ほかに討論ございませんか。

挙手する者なし

ないようですから、これで討論を終わります。

これから馬場久雄君の不信任動議を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番千坂博行君、2番今野信一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものであります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。1番千坂博行君、2番今野信一君。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番千坂博行君、2番今野信一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 7票

反対 7票。

以上のとおり、投票の結果は賛成・反対同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決いたします。

追加日程第1、議長不信任決議案の動議については、議長は否決と裁決いたします。したがって、大和町議会議長不信任動議は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

動議は否決でございます。動議については、議長は否決と採決いたしました。

議長は反対ということでございますから、否決されました。以上です。

馬場久雄君の入場を認めます。

入場するまで暫時休憩をいたします。

これで議長の職を解かせていただきます。大変ありがとうございました。

午後5時53分 休憩

午後5時54分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年大和町議会9月定例会議を散会とし、休会といたします。

長時間、大変ご苦労さまでした。